

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0802)

県最賃専門部会 第2回

令和4年8月5日 非公開

開催日時	令和4年8月5日	13時57分～14時21分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 2人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 中央最低賃金審議会の目安答申の報告について 2 最低賃金に関する基礎調査結果について 3 群馬県最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	委員の皆様がお揃いになりましたので、定刻より前ではございますが、事務局からご報告申し上げます。 本日ご出席の委員は、公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計8名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。 なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。大変おそれ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。
事務局	それではただいまから、第2回群馬県最低賃金専門部会を開催い

	<p>たします。</p> <p>議事進行につきましては、■部会長にお願いいたします。</p> <p>今日は涼しいですけれども、よろしければ上着の方をお取りになって、参加いただければと思います。</p> <p>では、部会長よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>はい。では、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>最初に、中央最低賃金審議会の目安答申の報告につきまして、事務局から行っていただきますよう、お願ひいたします。</p>
事務局	<p>はい。恐縮ですが、着座のまま失礼いたします。</p> <p>今年度の地域別最低賃金額改定の目安ですが、8月2日に中央最賃金審議会長から厚生労働大臣に対して答申が行われました。</p> <p>お手元の資料1をご覧ください。</p> <p>答申は、答申文とその下に別紙1、別紙2からなっております。私の方から、答申文を読み上げて、報告とさせていただきます。</p>
	<p>【答申文朗読】</p>
事務局	<p>以上が答申文でございます。</p> <p>改定の目安額につきましては、目安小委員会において、目安額の根拠等についてそれぞれで真摯な議論が行われたところですが、労使の意見が一致せず目安を定めるに至らなかつたことから、別紙1にありますように、公益委員見解として引上げ額の目安が提示され、ご覧のように群馬県が含まれるCランクは、引上げ額の目安が「30円」ということでございます。</p> <p>また、別紙1の2(1)には、引上げ額の目安の根拠としまして、ア賃金、イ生計費、ウ賃金支払い能力など3要素に関して審議した内容が記載されております。そしてエには、これらから各ランクの引上げ額の目安について見解が記載しております。</p> <p>そのうえで、政府に対する要望が才に記載されております。特に、事業場内最低賃金の引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、原材料費等の高騰にも対応したものとするなど、より一層の実効性のある支援の拡充や、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充などの要望がなされています。</p> <p>以上です。</p>

部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>では次に、最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、本年度群馬労働局で実施いたしました、最低賃金基礎調査結果につきまして、ご説明させていただきます。</p> <p>資料2をご覧ください。こちらの資料の右下の方に、目次に沿った資料番号が振られていますので、資料説明にあたっては、この番号でご説明をさせていただきます。</p> <p>まずは、資料1です。</p> <p>令和4年度最低賃金に関する基礎調査の概要といたしまして、調査依頼事業所数が、1,903件に対し、有効な回答があった件数が、938件で、回収率が49.3%でした。</p> <p>調査対象地域は群馬県全域です。</p> <p>調査対象業種及び事業所規模につきましては、製造業、新聞業、出版業は100人未満の事業所、卸売・小売業、学術研究、専門・技術サービス業、飲食店、宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）は30人未満の事業所を調査いたしました。従いまして、中小規模の事業所が調査の対象となっており、中小事業者の労働者の実態を、明確に把握できるようにしたものとなります。</p> <p>集計は、平成28年経済センサス活動調査の結果に基づく、令和2年次の事業所母集団データベースの産業分類ごとの労働者数により復元をいたしました。</p> <p>なお、月給者及び日給者につきましては、時間額に換算して集計をしております。</p> <p>調査結果の説明の前に、賃金統計用語について、説明させていただきますので、資料2の中の資料9をご覧ください。</p> <p>まず、未満率を説明いたします。未満率とは、現行の最低賃金を下回っている労働者の割合となります。現行の群馬県最低賃金が、時間給865円ですので、時間額が864円までが、最低賃金未満者となります。</p> <p>続いて、影響率です。影響率は、最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者数の割合となります。</p> <p>続きまして、資料8をお開きください。</p> <p>第1・四分位数とは、数値の集まりがある時、数値を低いものから高いものへ順番に並べて、低い方から見て全体の4分の1にあたる数値のことをいいます。中位数についても、ただ今説明した位数同様に、全体の2分の1、中央にあたる数値のことをいいます。</p>

第3・四分位数も同様に、低い方から見て全体の4分の3にあたる数値のことをいいます。

それでは、最低賃金に関する基礎調査結果の説明に移りますので、資料2を開いてください。

この表は、1時間当たりの所定内賃金に対しての累計労働者数と、累積度数分布を表したもので。この表、上部記載の合計労働者数は、群馬県のすべての労働者数ではなく、冒頭で説明をいたしました、調査対象業種及び事業所規模の母集団の労働者数の合計となります。賃金額の刻み方法につきましては、先ほどご覧いただいた資料9に記載がございますとおり、854円以下、855円から915円までは1円刻み、916円から919円までは4円刻み、920円から999円までは10円刻み、1,000円から1,499円までは100円刻み、1,500円以上の賃金階級で集計しております。表の見方としては、地域最低賃金864円以下の労働者は、5,036人おりまして、未満率は1.7%ということとなりました。

続きまして、資料3をお開きください。

資料3につきましては、労働者の累積ではなく、1時間あたりの所定内賃金額ごとの分布で表したものとなります。一般労働者とパート労働者に分けて表示をしております。

続きまして、資料4をご覧ください。

この表は、全労働者数及びパート労働者別・産業別に、1時間当たりの賃金額の平均賃金額を、分位数・中位数ごとに表したものになります。例えば、1番上の表の、全労働者の総計をご覧いただきますと、平均賃金額は1,348円となっております。平均賃金額は、労働者全員の賃金額を総計いたしまして、その労働者数で除したものとなっております。表右側の、中位数の全労働者の総計をご覧いただくと、1,189円になっております。このように、平均賃金と中位数では金額が異なっていることがわかります。なお、新聞業・出版業につきましては、今年度は調査票の提出が0件だったため、復元ができませんでした。

次に資料5をご覧ください。

この表は、群馬県最低賃金額と1時間当たりの賃金額の特性値の推移となります。右上のグラフは、今年度含む5年分の未満率と影響率の推移を表しております。

続きまして、資料6をご覧ください。

この表は、産業別に平成30年から令和4年までの1時間当たりの賃金額の特性値の推移を表したものとなっております。

続きまして、資料7をご覧ください。

この表は、最低賃金引上げ額・引上げ率と影響率の関係表になり

	<p>ます。</p> <p>引き上げ額が0円から34円までについてを表しております。</p> <p>引き上げ額0円を見ますと、影響率は未満率と同様の1.7%となります。1円ずつ引き上げる額が上がるごとに影響率が高くなることがわかるかと思います。</p> <p>最後に、資料10から資料13について説明を行わせていただきます。</p> <p>最低賃金に関する基礎調査の表を、厚生労働省のホームページ等で公開することになっておりまして、今年度も公開させていただく表を、資料に入れさせていただいております。</p> <p>資料10は、産業・就業形態別の賃金階級別、規模別、地域別、年齢別の労働者数を表した表で、すべての産業かつすべての就業形態を集計結果になります。</p> <p>資料11は、産業・就業形態別の賃金額階級別、性別年齢別の労働者数を表した表で、資料10の労働者数を、男女別に表したものとなっております。</p> <p>資料12は、地域・産業・就業形態・規模・職種別の賃金額階級別、勤続年数別の労働者数を示した表で、各賃金の区分において占める、勤続年数別にみた労働者数を表しております。</p> <p>資料13は第4表として、諸手当の種類別労働者1人平均支給額の表となっております。</p> <p>これらの資料につきましては、12月頃に、政府統計が確認できるポータルサイトのe-statに掲載される予定です。</p> <p>以上、簡単ではございますが、令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果の説明をさせていただきました。</p> <p>この結果が、委員の皆様のお役に立てれば幸いと存じますので、よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお願ひいたします。</p>
部会長	<p>【特になし】</p> <p>それでは、群馬県最低賃金額の審議に入りたいと思います。</p> <p>先程の事務局報告にあったとおり、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告で、公益委員見解として、群馬県が含まれるCランクは、引上げ額の目安として「30円」が示され、答申が行われました。</p>

	<p>今までの資料等も参考にいたしまして、具体的な審議を行っていきたいと思います。</p> <p>最低賃金額の改正にあたりまして、労使それぞれ、具体的な数字を用意しておられましたら、その金額等について、ご発言をお願いしたいと思います。</p> <p>はじめに、労働者側委員の先生からお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
労働者委員	<p>はい。労側 [] でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の専門部会においては、具体的な金額の用意はしておりません。ただ、先ほど説明がありましたとおり、A B ランクにおいては目安が 31 円、また C D では 30 円ということになりました。このような状況の中で、経済情勢がほぼ変わらないと思われる近隣県は A B ランクということでありまして、目安額でいえば、この時点で既に格差が広がってしまっているというような状況になります。前回の本審でも申しましたけれども、群馬県においては、地域間格差が隣県や都市部への労働力流出の一因となっていると認識しております。</p> <p>のことから、県内の経済状況や、働く者の賃金や家計に与える影響なども踏まえながら、近隣県との格差是正を見据えた賃金の引上げによりまして、魅力ある群馬県にすることで、人材確保と、企業・経済の活性化に繋がるように審議していきたいと考えておりますので、使側委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、使用者側委員の先生で、ご発言ございましたらお願ひいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。それでは、使用者側 [] から。</p> <p>今、[] 委員の方から、労側委員の見解をお示しいただいております。</p> <p>また、前回の本審から今回、中央の目安が示されたことによって、これをベースに使用者側としては、群馬県最低賃金をどう転換するのかという審議に入りたいと思います。</p> <p>ただ、昨年も申し上げましたけれども、今使用者側の経営努力だけでは、世の中の経済情勢、特に原材料の値上げ、エネルギーの高騰、輸送費の問題等を考えると、賃金の上昇とのバランスを、真剣に考えていかないと、安定した経営に結びついていかないと</p>

	<p>ことを主張させていただきながら、具体的な審議に入りたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>労使委員の先生方で、他にございますでしょうか。</p> <p>████████ 委員、お願いいいたします。</p>
使用者委員	<p>使用者側委員の████████です。</p> <p>ただいま、杉本監督官からご説明いただきました調査結果をみてつくづく思ったのですが。この未満率・影響率ですが、現在、未満率が1.7%。ところが、1円上げると、1万人以上が影響を受けると。ひょっとしたら、この格差が表をずっと、一覧見ても、一番大きいと。ということはどういうことかというと、もう去年、一昨年くらいから、最低賃金が上がるから、ギリギリ最低ラインで賃上げをしていると。本当に余裕がないんだと。1円変わっちゃうと、もう1万人以上影響を受けるということを示している数字かなと、改めてこの調査を見て思いました。そのくらい、近傍、近傍と、我々よく言いますけれども、本当にもうギリギリなんだなあという感じがあります。</p> <p>慎重に、慎重を期して討議をしたいと、こんなふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>はい。労使委員の先生方で、他にございますでしょうか。</p>
	<p>【特になし】</p>
部会長	<p>はい。今後、労使それぞれ検討する時間も必要かと存じます。</p> <p>次回の専門部会で結論が得られますよう、審議していただくということにいたしまして、本日の群馬県最低賃金額の審議につきましては、以上でよろしいでしょうか。</p>
	<p>【異議なし】</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>では、最後に、その他につきまして、事務局で何かございましたらお願いいいたします。</p>

事務局	事務連絡的なことになりますが、8月12日に第3回専門部会と審議会を開催することになっておりますので、是非、ご出席の方よろしくお願ひいたします。
部会長	はい。本日の審議項目は以上ですが、他にご意見等ございますでしょうか。
	【特になし】
部会長	ご意見等ないようです。 それでは、最後に確認をいたします。 本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われますが、非公開事項はなしということでおよろしいでしょうか。
	【異議なし】
部会長	非公開事項はなしと確認いたしました。 ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。 これで、第2回群馬県最低賃金専門部会を閉会といたします。 ご審議誠にお疲れ様でした。